

【イギリス】警察・犯罪コミッショナーの権限拡大

海外立法情報課 田村 祐子

* 2017 年 1 月 31 日、2017 年警察及び犯罪法が制定され、地域住民により選出される警察・犯罪コミッショナー（Police and Crime Commissioner: PCC）の権限が、従来の警察分野だけでなく消防分野にも及ぶこととなった。

1 警察・犯罪コミッショナーの概要

(1) 役割と権限

「警察・犯罪コミッショナー（Police and Crime Commissioner: PCC）」とは、イングランド（ロンドン及びグレートマンチェスターを除く。）及びウェールズにおいて、住民の声を警察活動に反映させることを目的として、2011 年警察改革及び社会責任法（Police Reform and Social Responsibility Act 2011, c.13）に基づき設置された役職である。従来、地方警察に対する監督責任を負っていた警察管理委員会（Police Authority）（後述）に代わって地域住民によって選出される民間人である。PCC は、所管の地方警察の年次予算を定め、地方警察の長である警察本部長（Chief Constable）の任免権及び監督権を持つ。これまで 2012 年と 2016 年に PCC を選出する選挙が行われ、現在は 40 地区で各 1 名が選出されている。

(2) 背景と経緯

警察本部長は、地方警察の運営に包括的責任を持つ。その警察本部長の任免権を民間人の PCC に付与することについては反対の声も多く、実現に至るまでに紆余曲折があった。元々 PCC 設置以前は、地方警察ごとに地方議会議員、治安判事、有識者からなる警察管理委員会が設置されており、警察本部長は、警察管理委員会が推薦する者に内務大臣が承認を与えるという形で任命されていた。しかし、以前から、警察管理委員会のこうした役割と存在自体が、地域住民から見て分かりにくく、十分に警察活動の監視役を果たしていないという批判があった。

PCC の基となる、直接選挙された者による監視を通じて警察活動の責任を問うという構想は、1990 年代にアメリカのニューヨークなどで行われていた市長などが警察を監督する制度を参考にしているとされる。2008 年、警察活動及び犯罪法案（本誌 238-2 号（2009 年 2 月）pp.8-9 参照）の柱としてこの構想が盛り込まれる予定であったが、地方議会議員の激しい反対もあり、法案提出段階で削られることとなった。反対派の理由としては、PCC 選出選挙の投票率が極端に低い場合、極右政党の影響が強まる等、警察活動の政治的中立性が損なわれかねないこと等があった。

2010 年の総選挙において保守党は、PCC 導入をマニフェストに掲げた。この選挙で勝利した保守党は、自由民主党と連立政権を樹立し、2010 年 11 月 30 日、従来から議論のあった警察管理委員会の廃止と、それに代わる PCC の設置を中核とする法案を提出した。法案は、修正を加えられながらも（本誌 249-2 号（2011 年 11 月）p.8 参照）両院を通過し、2011 年 9 月 15 日に 2011 年警察改革及び社会責任法として成立した。

2 PCC の現状

2011 年警察改革及び社会責任法は、候補者の資格を、18 歳以上で警察管区内の選挙権を持つ者と規定する（第 64 条）。ただし、現職の下院議員は当選後、PCC 就任前に議員を辞職する必要がある（第 66 条）、公務員と自由刑の実刑判決を受けたことがある者は資格を持たない（第 67 条）。政府作成の PCC 選出選挙の広報資料には、政治的中立性を重視して、政党に所属せずに立候補することができるとの記述があるが、実際には、地方議会議員など政党の支持を受け立候補した者も一定数存在する。PCC 選出選挙において、2012 年の投票率は平均 15%に留まった。2016 年には全ての選挙区で投票率が上がったが、平均 25%に過ぎず、住民の声を反映させるという当初の意図とは裏腹に依然として投票率の低い状況が続いている。2008 年法案作成時には、投票率が低い場合に、極右政党の影響力増大が懸念されていたが、現時点ではそのような事態は起きていない（注 1）。なお、2016 年の当選者 40 名のうち、18 名は再選であった。

実際の PCC の活動内容についても課題が残る。例えば、PCC への助言と監視を任務とし、主に地方議会議員から構成される治安委員会（Police and Crime Panel）が、不正支出の疑いで、PCC の調査を複数回行っており、PCC の説明責任が問われている。また、警察本部長の任免権については、ある PCC が、職務違反を理由に警察本部長の免職権限を行使したものの、裁判所の判断で当該警察本部長を復職させるという事態も起きており（注 2）、PCC が免職を判断する際の指針の必要性が指摘されている。

3 消防分野への権限拡大

一方で、政府は、警察と消防の事務管理部門の統合や備品・消耗品の共同調達等で連携を進め、効果的、効率的なサービス提供を行うことを目指してきた。この背景には、犯罪と火災の発生件数が過去 10 年で減少している反面、消防と管轄を同じくする救急サービスについては件数が増加していることがある。2015 年総選挙時の保守党マニフェストに基づく、消防と警察サービスをより緊密に連携させ、PCC の役割を発展させることを目的とした法案は、両院を通過し、2017 年 1 月 31 日、2017 年警察及び犯罪法（Policing and Crime Act 2017, c.3）（注 3）として制定された。同法第 1 部は、警察、消防及び救急サービス間で協働する義務を定めており、これまで警察活動のみを所管していた警察本部長に消防活動も管轄させることを規定している。PCC による警察本部長の任免権は変更されていないため、同法によって、PCC の権限の及ぶ範囲が消防活動にも拡大されることとなった。

注（インターネット情報は 2017 年 6 月 14 日現在である。）

(1) Association of Police and Crime Commissioner, “PCC Election Results.” <<http://www.apccs.police.uk/role-of-the-pcc/elections/>>

(2) Rhodes, R (on the application of) v Police and Crime Commissioner for Lincolnshire [2013] EWHC 1009 (Admin), 2013.3.28. <<http://www.bailii.org/ew/cases/EWHC/Admin/2013/1009.html>>

(3) Policing and Crime Act 2017, c.3. <<http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2017/3/contents/enacted>>

参考文献

- ・“Q&A: Police and crime commissioners,” *BBC News*, 21 April 2016. <<http://www.bbc.com/news/uk-politics-19504639>>
- ・守山正「海外の犯罪学動向 イギリスにおける警察コミッショナーの導入—警察の民主性と政治性—」『犯罪と非行』174 号, 2012.11, pp.160-178.